

交通取締り実施要綱の制定について（概要）

〔 昭和 5 1 年 1 2 月 2 7 日 発 交 指 第 3 8 4 号 〕
〔 警察本部長から各部、課、室、校、隊、署長あて 〕

このたび、交通取締り実施要綱を別添のとおり定め、昭和 5 2 年 1 月 1 日から実施することとしたが、その趣旨および運用解釈等は、次のとおりであるから効果的な運用をはかられたい。

記

第 1 制定の趣旨

本県においては、第 2 次交通安全基本計画により、交通事故による死者を過去の最高である昭和 4 7 年の半減を目標に、各種の交通事故防止対策を進めているところであるがこのなかで交通指導取締り（以下「交通取締り」という。）の果たす役割りはきわめて大である。

交通取締りについては、従来、各種通達及び教養資料によって実施してきたが、前記目標を達成するため、今後交通取締りをさらに徹底し、適正、妥当にして、強力、かつ、総合的に実施する必要があるので、交通取締りを効果的に推進するための基本的な事項を定めたものである。

第 2 要綱の解釈及び運用上の留意事項

1. 関係規定等の準拠（第 2）

この要綱は、規則、訓令等の交通取締りに関する規定を具体化したものであるからこれらに規定されている交通取締りに関する事項は、この要綱による活動にそのまま適用するものである。

2. 交通取締りの基本方針（第 3）

交通の安全と円滑をはかり、交通の秩序を維持するためには、強力な交通取締りを実施しなければならないが、実施にあたっては、適正、かつ、妥当なものとして国民の支持と協力がえられるものでなければならない。

3. 警察官等の心構え（第 4）

交通取締りが、国民に納得され、交通事故の防止に協力がえられるか否かは、これにあたる警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）の措置、態度にかかっているので、この任務を遂行するために必要な警察官の基本的な心構えを定めたものである。

4. 交通取締り体制（第 5）

（1）警察署における交通取締りを

- ア．通常取締り
 - 個別取締り
 - 集中取締り
- イ．いっせい取締り
- ウ．特別取締り

に分類し、種別に応じた取締り体制をとることとした。

（2）特別取締りの体制は、関係警察署長の意見を聞いて、指定することとする。

5. 本部実動隊の交通取締り（第 6）

本部実動隊は、その管轄区域、任務、装備等一律でないので、部隊の特性をいかしそれぞれの運営に関する訓令の定めるところにより、効果的な交通取締りを実施することとした。

なお、インターチェンジ取付道路における警察責任は、当該道路を管轄する警察署長にあるので、高速道路交通警察隊が当該道路で行う交通取締りは補足的なものである。

6．交通取締り計画（第7）

交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、毎月25日までに、翌月の交通取締り計画を策定し、交通指導課長を經由して本部長に報告すること。

7．交通取締りの実施方法（第8）

交通取締りは、警察官等が日常の勤務を通じて行う場合、特別の体制をとって行う場合、あるいは機動力若しくは取締り機器を活用して行う場合など、その方法は千差万別であるが、これらの交通取締りが効果的に実施できるよう具体的な取締り方法を定めたものである。

8．警察官等の現場措置（第9）

（1）保護誘導

警察官等は常に交通弱者の立場にある歩行者、とくに高齢者や子供の安全を図るために適切な保護誘導を行い、また、故障車両や積雪時の滑走等で困惑している運転者に便宜供与の措置をとる等の奉仕活動を、積極的に推進することとしたものである。

（2）検挙（告知）

法令違反の検挙（告知）は、厳正公平に行い国民の支持や協力が得られるよう努めるものとする。

（3）現行犯逮捕

法令違反車に対する現行犯逮捕については、感情にとらわれることなく、冷静沈着に行動するとともに敏速に対処すること。

第3 報告

警察署長等は、次により月間交通取締り計画、交通取締り日報及び誓約書徴収状況を本部長に報告しなければならない。

1．月間交通指導取締り計画

毎月25日までに、翌月の交通指導取締り計画（様式第1号）を報告する。

2．交通取締り日報

毎日、午前9時までに前日の交通取締り日報（様式第2号）を報告する。

3．誓約書徴収件数結果

毎月5日までに前月分の交通違反者に対する誓約書徴収件数（様式第3号）を報告する。

第4 その他

警察署長等は、月間交通指導取締り計画にもとづき、天候、交通実態等を勘案して毎日の取締り計画を策定するほか、実施結果を記録（様式第4号）し、事後の交通取締りの参考としなければならない。

（様式は省略）

別添

交通取締り実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、石川県警察における交通指導取締り(以下「交通取締り」という。)を効果的に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(関係規定等の準拠)

第2 交通取締りについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交通取締りの基本方針)

第3 交通取締りは、交通事故の発生状況、その他交通実態の的確な分析に基づき、交通事故を誘発し、又は交通の円滑を阻害する悪質な交通関係法令違反(以下「法令違反」という。)に重点を指向するものとし、国民の支持と協力をえて交通秩序を確立することを基本方針とする。

(警察官等の心構え)

第4 警察官、及び交通巡視員(以下「警察官等」という。)は、交通取締りの重要性を認識し、常に関係法令の研究、及び取締り技能の向上に努めるとともに、取締りにあたっては、誇りと自信をもち、端正な服装と洗練された明るい言語、態度で積極機敏に任務を遂行し、国民の共感と支持をうるよう心がけなければならない。

(交通取締り体制)

第5 警察署長は、(以下「署長」という。)次の取締り種別及び体制により、交通実態に即した計画をたて、積極的かつ効果的な交通取締りを行うものとする。

1 取締り種別

(1) 通常取締り

ア 個別取締り

交通警察官、外勤警察官、及び交通巡視員が通常勤務を通じて個別的に行う交通取締りをいう。

イ 集中取締り

警察署独自の計画、又は本部の指示により、取締り重点、方法、路線等を指定して、重点的かつ、計画的に行う交通取締りをいう。

(2) いっせい取締り

管区、北陸三県、全県等定期的ないっせい取締り及び恒例的な安全運動に際し、いっせいに行う交通取締りをいう。

(3) 特別取締り

県下の一部又は全域において、死亡事故が多発し、若しくは多発が予想される場合これを抑止するため、特定の警察署あるいは全警察署が、警察の総力を結集して行う交通取締りをいう。

(本部実動隊の取締り)

第6 交通部交通機動隊巡ら隊、高速道路交通警察隊、及び警備部機動隊は組織力等の特性を活かし、効果的な交通取締りを行うものとする。

1 交通機動隊

交通部交通機動隊巡ら隊は、石川県警察交通機動隊の運営に関する訓令(昭和47年石川県警察本部訓令第13号)の定めるところにより、機動力を最高度に活用して広域的な交通取締りにあたるほか、関係部署と緊密な連携をはかり、当該取締りの中核となって活動する。

2 高速道路交通警察隊

交通部高速道路交通警察隊は、石川県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令(昭和47年石川県警察本部訓令第38号)の定めるところにより、高速自動車国道、及びインターチェンジ取付道路等における交通取締りを行う。

3 機動隊

警備部機動隊は、石川県警察機動隊の運営に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第22号）の定めるところにより、特に命ぜられた交通取締りを行う。

（交通取締り計画）

第7 交通機動隊長、高速道路警察隊長及び署長は、有効適切な交通取締りを実施するため、毎月管内における交通事故の分析結果、及び本部長が指定した取締り重点、指定取締り当を組入れ、翌月の交通取締り計画を定めるものとする。

（交通取締りの実施方法等）

第8 交通取締りの実施方法及び留意点は次のとおりである。

1 個別取締り

交通警察官、外勤警察官、及び交通巡視員等が通常勤務を通じて行う個別取締りは、次の方法により効果的に実施するものとする。

（1）交通監視

交通監視は、歩行者、自転車乗り等交通弱者を保護することを重点に実施する。

この場合においては、次の点に留意すること。

ア 監視は、運転者及び歩行者の目につきやすく、かつ、道路の側端等で見とおしのよい場所を選定すること。

イ 監視中に法令違反者を認めたときは、直ちに指導、警告、検挙等適切な措置をとること。

（2）警ら中における交通取締り

警ら中に行う交通取締りは、交通監視の方法に準じて行うほか、次の点に留意すること。

ア 市街地においては、駐車違反物件放置、道路不正使用等について積極的に指導警告すること。

イ 随時、随所において車両検問を行い、飲酒運転、無免許運転等の検挙に努めること。

ウ 信号機、道路標識、道路標示その他交通安全施設の不備欠陥を発見したときは、すみやかに必要な措置をとること。

（3）機動警らによる交通取締り

自動二輪車、又は警ら用無線自動車による機動警らを通じて行う交通取締りは、警ら中における交通取締りの方法に準じて行うほか、次の点に留意すること。

ア 速度違反、車間距離不保持、追越違反、進路変更違反、割り込み違反等、危険な運転については、立証が困難な場合であっても、積極的な指導警告に努めること。

イ 拡声器等を活用して指導警告を行うほか、交通安全の広報に努めること。

2 集団取締り

警察官等が集団で行う交通取締りは、次の方法により実施するものとする。

（1）交通検問

交通検問は、交通事故多発地域において、飲酒運転、無免許運転、整備不良車両運転、積載物重量制限超過等の違反を取締り目的として行うものとする。

この場合においては、次の点に留意すること。

ア 責任者の指定

交通取締り、及び受傷事故防止措置等の全般的な指導にあたるため、巡査部長以上の階級にある者の中から責任者を指定すること。

イ 責任者の任務

指定された責任者は、検問に従事する警察官等を指揮して次の措置をとること。

（ア）検問の目的、取締りの対象実施要領等を徹底すること。

（イ）事前に、受傷事故防止資器材、及び個人装備を点検し、実施に際してこれら

の活用を図ること。

(ウ) 個々の検問員に対し、車両の停止、誘導、質問、発進等の任務を指定すること。

ウ 検問場所の選定

(ア) 検問場所は、曲り角、橋上、交差点等を避け、なるべく待避場所のある地点、又は幅員の広い道路を選定すること。

(イ) 夜間の検問は、道路照明等のある明るい場所を選定すること。
ただし、適当な場所がないときは、照明器材を使用すること。

(2) 定置式速度取締り

定置式速度取締りは、交通検問の実施方法に準じて行うほか、次の点に留意すること。

ア 速度違反による交通事故が多発している路線、又は区間を選択して実施すること。

イ 速度制限区間で実施する場合は、事前に標識等の視認性を点検すること。

ウ 事前に、測定機の正確性を十分点検すること。

(警察官等の現場措置)

第9 交通取締りにあたる警察官等は、運転者、歩行者等の法令違反を認めるときは、次の区分により適切な措置をとらなければならない。

1 保護誘導等

(1) 交通ひんぱんな道路、交通整理の行われていない交差点、及び危険な通学(園)道路等においては、歩行者、自転車乗り等、交通弱者の保護誘導にあたること。

(2) 道路を歩行中の高齢者、こども、身体障害者等に対しては、危険防止のための積極的な保護誘導措置をことうすること。

(3) 道路上で車両故障等により困惑していると認められる者を発見したときは、可能な限りの便宜供与の措置をとること。

2 指導警告等

(1) 法令違反の程度がきわめて軽微で、具体的な危険性がなく、かつ、他の交通に迷惑を及ぼさないものについては、口頭又は拡声器を利用して事実を簡潔に指摘し、違反行為を是正するよう指導すること。

(2) 前記法令違反のうち、口頭警告よりも文書による指導が、反省を求めるうえでより効果があると認めるときは、誓約書を徴収すること。

3 検挙(告知)

法令違反の検挙(告知)は、次の措置をとるものとする。

(1) 交通切符等による報告

現行犯逮捕する事件以外の事件については、違反事実、及び適用法令を的確に認定して、別に定めのある交通切符、交通反則切符、及びその他の書式により所属長に報告すること。

(2) 現行犯逮捕

法令違反の検挙は、任意捜査を原則とするが、違反事実が明白で、かつ、適法性、必要性、及び妥当性を正しく判断して、現行犯逮捕の措置をとること。

(受傷事故の防止)

第10 交通取締りにあたっては、「交通検問中等における受傷事故防止要領」(昭和51年7月1日付発交指第187号)を厳守し、受傷等の事故防止に万全を期すこと。